懲戒処分書
名称　司法書士法人はたの法務事務所
事務所　東京都杉並区荻窪５丁目１６番１２号荻窪ＮＫビル５階
社員である司法書士会員の氏名　鈴木　法克
使用人である司法書士会員の氏名　小川　良吉
処分の内容及び理由の要旨

主　　文

令和８年６月１１日から１週間の業務の停止に処する。

理　　由

第１　事案の概要

本件は、司法書士法人はたの法務事務所（以下「被処分法人」という。）及び被処分法人の社員である司法書士鈴木法克（以下「司法書士鈴木」といい、「被処分法人」と併せて「被処分法人ら」という。）が、被処分法人が受任した債務整理事件の業務を遂行するに当たって、不適切な対応をしたとして、複数人の依頼者らから懲戒の申出がされるとともに、苦情の申出を受けた東京司法書士会が被処分法人らに対して注意勧告をしたとして、東京司法書士会から報告があった事案である。

第２　認定事実

以下の事実が、東京司法書士会の調査結果報告書及び東京法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

１　被処分法人について

被処分法人は、平成２０年７月１日、東京都杉並区荻窪五丁目１６番１２号荻窪ＮＫビル５階に主たる事務所を置いて設立され、司法書士業務を行っている法人であり、令和７年３月、虚偽の内容の登記申請をしたこと等を理由とする戒告の懲戒処分を受けた懲戒処分歴がある。また、被処分法人は、令和３年１０月８日、東京司法書士会から、下記２から５までの事案以外の事案に関連して、債務整理事件を処理するに当たっては依頼者との面談を行うことや、和解契約を成立させるに当たっては依頼者に説明や報告をすることなどを内容とする注意勧告を受けたほか、令和５年４月３日にも、東京司法書士会から、債務整理事件の処理に関する注意勧告を受けた。司法書士鈴木は、被処分法人の社員として司法書士の業務に従事している者である。

2　令和２年申出事案について

⑴　被処分法人は、平成２３年１０月頃、○○○○（以下「Ａ」という。）との間で、債務整理に関する委任契約を締結した。

当該委任契約においては、Ａが、平成２３年１１月以降、被処分法人に対して実行金として毎月末日までに金５万円を振り込むことと定められており、Ａは、同月から平成２９年４月までの間、被処分法人に対し、複数回にわたり、実行金の支払をした。もっとも、Ａが被処分法人に対して実際に支払っていた金額は月額５万円に満たないものであった。

また、当該委任契約においては、Ａが債権者に対する分割弁済金を支払わず、かつ、被処分法人が相当期間を定めて催告したにもかかわらずＡがこれに応じなかったときは、被処分法人が当該委任契約を解除することができることと定められていた。

⑵　被処分法人及び被処分法人の当時の代表者であった○○○○は、平成２４年１月１２日から平成２５年３月５日までの間に、Ａのために、Ａに金銭の貸付けをしていた貸金業者８社との間で、それぞれ、過払金の返還や貸金残債務の分割支払等を内容とする和解契約を締結した。これらの和解契約における債権債務の合計額は、過払金が２０６万６５９５円、貸金残債務が１８８万３７１０円であった。

⑶　被処分法人は、上記⑵の和解契約の結果として貸金業者から返還を受けた過払金の中から、平成２４年６月２６日に５７万２６７６円、同年８月３日に５０万１１２９円を、それぞれＡに返金した。被処分法人の補助者は、この返金の際に、Ａに対し、上記⑵の和解契約に係る和解契約書を送付せず、その時点までにおける各貸金業者との和解の状況やその後の返済の予定についての具体的な説明をしなかった。

⑷　被処分法人は、上記⑵の和解の後、平成２５年１０月までは、各貸金業者に対して当該和解で定められた金額の分割返済をしていたものの、Ａから被処分法人への実行金の支払不足が原因で、同年１１月以降は当該和解で定められた金額の分割金の一部又は全部の支払をすることが困難な状態となった。

⑸　被処分法人の担当者は、Ａからの実行金の支払が途絶えた後である平成２９年１０月３０日頃、Ａへの電話連絡を試みたものの、現在使われていない旨のメッセージが流れ、Ａと連絡を取ることができなかった。

⑹　被処分法人は、平成３０年１２月５日頃、Ａに対して貸金債権を有している貸金業者に対し、辞任通知を送信するとともに、同日付で、被処分法人がＡから受領した預り金３６万９０００円及び被処分法人が各貸

金業者から返還を受けた過払金２０６万６５９５円から、被処分法人が各貸金業者に支払った分割金、被処分法人の報酬及び費用並びにＡへの返金済みの(3)の過払金を控除する旨の清算処理をし、その後、平成３０年１２月６日、Ａに対し、電子メールにより、辞任した旨を事後的に連絡した。

被処分法人は、この辞任通知の送信に先立ち、Ａに対し、実行金の支払や債権者に対する分割金の支払の催告をしなかった。

(7) 被処分法人は、令和元年７月１７日、Ａから電話連絡を受け、辞任した旨を伝えるとともに、同月１９日、Ａに対し、上記(6)の清算の結果生じた清算金７９５５円を返金した。

(8) 被処分法人は、令和元年１０月頃、Ａから依頼を受けた司法書士法人○○○○から、上記(7)の精算に係る清算書等がＡに届いていないとの連絡を受け、その後、精算書及び領収書、債権者との和解書を送付した。

(9) 上記のとおり、被処分法人は、上記(2)の和解契約の締結から上記(8)の書類の送付までの６年以上の間、Ａに対し、上記(2)の和解契約に係る和解契約書を送付せず、その内容やその後の債権者に対する返済の予定及びその状況についての具体的な報告及び説明を怠った。また、被処分法人は、上記(6)の辞任及び清算から上記(8)の書類の送付までの１０か月以上の間、Ａに対し、その清算の具体的な報告及び説明を怠った。

(10) 被処分法人は、令和６年５月２８日、東京司法書士会から、Ａから受任した事案に関連して、依頼者に対する事件の重要な経過等の報告等を怠らないこと等を内容とする注意勧告を受けた。

3　令和４年申出事案について

(1) 被処分法人は、令和元年７月頃、○○○○（以下「Ｂ」という。）との間で、債務整理に関する委任契約を締結した。

司法書士鈴木を含む被処分法人所属の司法書士及び補助者は、この委任契約の締結の前後に、Ｂとの間でメール又は電話によるやり取りをしていたものの、対面による面談をしなかった。

(2) 被処分法人は、令和元年１０月１６日から令和２年８月６日までの間に、Ｂのために、Ｂに対して貸金債権等を有していた貸金業者等のうち３社との間で、貸金残債務等の分割支払等を内容とする和解契約を締結した。

しかし、被処分法人は、これらの和解契約の締結後、下記(4)の書類の送付をした令和３年８月１２日までの間、Ｂに対し、これらの和解契約に係る和解契約書を送付せず、各貸金業者との和解の状況やその後の

返済の予定についての具体的な説明をしなかった。

(3)　被処分法人は、令和３年５月１８日、Ｂのために、Ｂに対して貸金債権等を有していた○○○○株式会社との間で、貸金残債務の支払等を内容とする和解契約を締結した。

(4)　被処分法人は、令和３年８月１２日、Ｂに対し、上記(2)及び(3)の和解契約に係る和解契約書等を送付した。

また、被処分法人は、Ｂに対し、１８万０５６６円を返還した。

(5)　上記のとおり、被処分法人らは、上記(1)の委任契約の締結に際してＢとの対面による面談をせず、また、上記(2)及び(3)の和解契約の締結後、１年以上にわたり、これらの和解契約に係る和解契約書をＢに送付せず、その和解内容の説明を怠った。

(6)　被処分法人らは、令和６年５月２８日、東京司法書士会から、Ｂから受任した事件に関して、依頼者に面談することなく債務整理事件を処理しないことや、依頼者に対する事件の重要な経過及び結果の報告を怠らないこと等を内容とする注意勧告を受けた。

４　令和６年報告事案①について

(1)　○○○○（以下「Ｃ」という。）は、複数の貸金業者等から借入れ等をしており、令和２年頃、そのうちの１社である○○○○株式会社（以下「Ｄ」という。）から貸金返還請求訴訟を提起された。

(2)　被処分法人は、令和２年１０月頃、Ｃとの間で、次の内容を含む債務整理に関する委任契約を締結した。

ア　Ｃは、被処分法人に対し、債務整理事件を委任し、被処分法人は、これを受任する。

イ　基本報酬は５万円（税別）とし、管理費（金融機関の送金手数料を含む。）は債権者１社につき１回１０００円（税別）／月とする。報酬金は分割払とする。

ウ　Ｃは、被処分法人に対し、令和２年１１月以降、毎月２７日までに５万３０００円（ただし同年１１月分については５万５０００円）の実行金を支払う。

エ　Ｃが上記ウの実行金の支払を怠ったときは、被処分法人は、その支払を受けるまで、事件処理に着手せず又はその処理を中断することができる。ただし、被処分法人はＣに対してその旨を通知しなければならない。

(3)　司法書士鈴木を含む被処分法人所属の司法書士及び補助者は、上記(2)の委任契約の締結の前後に、Ｃとの間でメール又は電話によるやり取り

をしていたものの、対面による面談をしなかった。

(4)　Cは、上記(2)の委任契約に基づき、次の年月日にそれぞれ次の各実行金の支払をした。

ア　令和２年１１月２７日　　５万５０００円
イ　令和２年１２月２８日　　５万２０００円
ウ　令和３年１月２８日　　５万３０００円
エ　令和３年２月２８日又は３月１日　５万３０００円

(5)　東京簡易裁判所は、令和２年１２月４日、上記(1)の貸金返還訴訟において、次の内容を含む和解に代わる決定をした。

ア　CはDに対し貸金残債務等として１２４万８７９７円の支払義務があることを認める。

イ　CはDに対し上記アの金員を①令和３年１月から令和７年１１月まで毎月末日限り２万１０００円ずつ、②令和７年１２月末日限りに９７９７円に分割して支払う。

ウ　Cが上記イの分割金の支払を２回以上怠りその額が４万２０００円に達したときは当然に期限の利益を失い、Dに対して未払額に対する年２０％の割合による遅延損害金を支払う。

(6)　被処分法人は、令和２年１２月頃、Cのために、Cに対して貸金債権等を有していた○○○○株式会社及び○○○○株式会社との間で、それぞれ、貸金残債務の分割支払等を内容とする和解契約を締結した。

(7)　被処分法人は、令和３年２月５日、Dに対し、Cのために、上記(5)の和解に代わる決定に基づき、同年１月末日分の分割金として２万１０００円の支払の代行をした。また、被処分法人は、同月頃、○○○○株式会社に対し、上記(6)の和解契約に基づき、同年２月分の分割金９５７４円の支払の代行をした。

しかし、被処分法人は、Cが被処分法人に対する上記(4)エの令和３年２月分の実行金の支払をした以降も、上記(5)の和解に代わる決定に基づく同月分の分割金の支払の代行をしなかった。

(8)　Cは、令和３年３月及び４月、司法書士鈴木らとは別の司法書士である○○○○司法書士（以下「E司法書士」という。）に対し、債務整理の相談をし、E司法書士との相談を経て、自己破産の申請をしようと考えるに至り、被処分法人に対する同年３月分以降の実行金の支払を停止した。

(9)　Cは、令和３年５月７日、被処分法人に対して支払った金員の返還を求め、東京司法書士会に紛議調停の申立てをし、その後、調停が成立し

たことにより、令和４年６月１４日頃、被処分法人から、解決金として６万４７２６円の支払を受けた。

⑽　上記のとおり、被処分法人らは、上記⑵の委任契約の締結に際してＣとの対面による面談をせず、また、正当な理由なく、上記⑸の和解に代わる決定に基づく令和３年２月分の分割金の支払の代行を怠って受任事件を放置した。

⑾　被処分法人らは、令和６年５月２８日、東京司法書士会から、Ｃから受任した事件に関して、依頼者に面談することなく債務整理事件を処理しないことや、債権者に対する弁済代行を遅延しないこと等を内容とする注意勧告を受けた。

５　令和６年報告事案②について

⑴　被処分法人は、令和３年６月頃、○○○○（以下「Ｆ」という。）との間で、債務整理に関する委任契約を締結した。この委任契約に関するＦとの対応は、被処分法人の社員司法書士のうち司法書士鈴木が行っていた。

被処分法人は、この委任契約の締結の際、Ｆに対し、事情により日程調整が難しいなどの特段の理由がない限り司法書士との面談を予定している旨を説明し、面談候補日の希望を尋ねたが、Ｆは、「電話面談」を希望する旨を返答し、その後、司法書士鈴木を含む被処分法人所属の司法書士は、Ｆとの間で、対面による面談をしなかった。

⑵　被処分法人は、令和３年８月１９日から同年１１月２６日までの間に、Ｆのために、Ｆに金銭の貸付け等をしていた貸金業者等１１社のうち４社との間で、貸金残債務等の分割支払等を内容とする和解契約を締結した。

しかし、被処分法人は、この和解契約の締結の前後に、各貸金業者等との和解の状況について、Ｆに説明をしなかった。

⑶　被処分法人は、令和４年１月２１日、Ｆから、上記⑴の委任契約を解除する旨の文書を受領した。この文書には、これまでの被処分法人の電話対応等に納得がいかない旨や、今後は電話や、メール、手紙による連絡をしないでほしい旨が記載されていた。

その後、被処分法人は、Ｆに金銭の貸付け等をしていた貸金業者等に辞任通知を送付した。

被処分法人は、令和４年１月３０日付けで、Ｆから受領した預り金から、被処分法人が貸金業者等に支払った分割金等を相殺する旨の清算処理を行ったが、その旨の清算書をＦに送付しなかった。

⑷　上記のとおり、被処分法人らは、上記⑴の委任契約の締結に際してＦとの対面による面談をせず、また、上記⑵の和解契約の締結や上記⑶の清算の後、Ｆに対し、その具体的な報告及び説明を怠った。

⑸　被処分法人らは、令和６年５月２８日、東京司法書士会から、Ｆから受任した事件に関して、依頼者に面談することなく債務整理事件を処理しないことや、依頼者に対する事件の重要な経過及び結果の報告を怠らないこと等を内容とする注意勧告を受けた。

第３　処分の量定

１　上記第２の２⑶、⑸及び⑹、第２の３⑴及び⑵、第２の４⑶並びに第２の５⑴から⑶によれば、被処分法人らは、依頼を受任する際に依頼者と対面による面談を行うことや受任した債務整理事件の処理状況等を依頼者に説明すること等を怠ったことが認められる。これは、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第２条（職責）、第２３条（会則の遵守義務）及び第４６条第１項（司法書士に関する規定等の準用）並びに東京司法書士会会則第９４条（品位の保持等）及び第１１３条（会則等の遵守義務）に違反する。被処分法人らは複数回にわたり上記違反行為を行ったことが認められ、悪質性が高いものであると評価することができることから、上記違反行為は、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号２２「その他会則に違反する行為」に該当し、一般的には、懲戒処分の量定としては、「戒告」が相当とされている。

また、上記第２の４⑺及び⑻によれば、被処分法人らは、正当な理由なく受任事件を放置したことが認められ、これは、司法書士法第２条（職責）、第２３条（会則の遵守義務）及び第４６条第１項（司法書士に関する規定等の準用）並びに東京司法書士会会則第９４条（品位の保持等）、第１０２条（依頼事件の処理）及び第１１３条（会則等の遵守義務）に違反する。この違反行為は、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号１１「受任事件の放置」に該当し、一般的には、懲戒処分の量定としては、「戒告又は２年以内の業務の停止」が相当とされている。

２　量定の重い「受任事件の放置」についてみると、被処分法人らが弁済代行を怠ったことにより、Ｃが期限の利益を喪失する危険にさらされた点で、その違反は重大なものである。また、被処分法人らは、Ｃの債権者に対する弁済代行を中断する一方で、Ｃから支払を受けた実行金を被処分法人の報酬に充てる旨の処理をし、かつ、その旨を依頼者であるＣに説明していなかった点においても、依頼者を軽視した悪質なものとして、強い非難に

値する。

また、その他の違反行為についてみると、いずれの事案においても被処分法人らの依頼者に対する説明は極めて不十分ものであったというほかなく、このような依頼者を軽視する態度は、司法書士及び司法書士法人に対する国民からの信頼を大きく損ねる悪質なものであって、強い非難に値する。Ａ以外の各依頼者との間では対面の面談を怠り、メールや電話のみでのやり取りに終始していたことも、依頼者への説明が不十分であったことを裏付けるものである。

加えて、被処分法人は、令和３年１０月に東京司法書士会から債務整理事件を処理するに当たっては依頼者に説明や報告をすることなどを内容とする注意勧告処分を受けたにもかかわらず、当該注意勧告処分を受けた同月以降もＦに対して処理状況の説明を怠っていたことも看過し難い。

これらの事情を踏まえると、本件については、業務の停止をもって臨むべき事案である。

３　他方で、「受任事件の放置」につき、Ｃのための弁済代行を中断した背景にはＣが被処分法人に対する実行金の支払を約定どおりに行わなかったことがあったことや、期限の利益の喪失による実害は生じていないこと、被処分法人がＣに対して解決金６万４７２６円の支払をしたことは、被処分法人らに有利な事情として斟酌し得る。

また、被処分法人らが各依頼者に十分な説明をしなかったことにつき、各依頼者が被処分法人からの電話連絡に応答しなかったことや、被処分法人からの説明を拒絶するかのような態度をとったことがあったことなど、各依頼者側に落ち度がないとはいえないこと、この説明の懈怠によって各依頼者が具体的な経済的被害を受けたことを裏付ける証拠はないことなどの事情は、被処分法人らに有利な事情として斟酌し得る。加えて、被処分法人らがＣ及びＦとの対面での面談を怠った背景に、新型コロナウイルスの感染防止の必要があったことや、Ｆが電話面談を希望したことなどの事情も、被処分法人らに有利な事情として斟酌し得る。

４　よって、これらの一切の事情を考慮して、司法書士法第４８条第１項第２号の規定により、被処分法人を主文のとおり処分する。

令和８年６月１０日

法務大臣